平成２６年（フ）第２０号
さいたま市大宮区東町２丁目279番地４アーバンライフ東町403号
債務者　山田　真大
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
埼玉県川口市大字新堀620番地の１　メゾン新郷716号
債務者　加藤　和美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
さいたま市見沼区大字東門前48番地１、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸408番地７
債務者　丸山　博之
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
さいたま市浦和区大東２丁目23番９号
債務者　平野　雄行
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
茨城県ひたちなか市大字佐和1806番地２、破産手続申立時の住所埼玉県桶川市北１丁目22番26号　第２ＯＫマンション301号
債務者　鈴木桂一朗
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目13番41号
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
埼玉県川口市芝西１丁目13番17号　いなり荘101号
債務者　芹澤　勇樹
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
さいたま市北区日進町３丁目734番地　サンハイツ102
債務者　横田　昭子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目８番53号　ウエストビル210号
債務者　鵜野　邦彦
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
新潟県小千谷市大字ひ生甲2445番地
債務者　堀澤　智彰
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
新潟県長岡市城岡３丁目７番19号　タニザキアパート・北側、前住所埼玉県八潮市大字垳421番地　チェリー八潮201号室
債務者　小山　　英
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
新潟県柏崎市北園町５番９―503号　県営北園町住宅Ｅ号棟
債務者　高橋　勝年
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
新潟県柏崎市北園町１番９―403号　県営北園町住宅Ｃ号棟
債務者　佐藤　竜弥
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
新潟県長岡市東新町３丁目５番５号
債務者　永井真理子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
新潟県長岡市宝５丁目７番地９
債務者　松田　宏司
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
新潟県長岡市巻島２丁目20番地　エーデルブルーメ201号室
債務者　反町　　舞
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
静岡県富士市柚木373番地の６
債務者　齊藤　哲夫
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２２６号
静岡県富士市柚木373番地の６
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで静岡地方裁判所富士支部